

火葬場整備基本計画策定等委託業務

仕様書

令和 8年 5月

愛知県知立市 総務部市民課

第1編 一般仕様書

第1章 総 則

第1節 業務の目的

知立市逢妻浄苑は昭和45（1970）年の建設で、建設後56年が経過しており、必要に応じて修繕を行っているものの、施設の老朽化や狭隘がみられるとともに、また平成12年（2000年）3月に当時の厚生省（現厚生労働省）が発表した「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（以下「ダイオキシン類対策指針」という。）以前に設置された火葬炉設備となっている。そのため、現在の環境基準を満たす火葬炉設備の導入やニーズを満たす施設内容等への改善が求められている。

本業務は、知立市（以下「本市」とする）が計画している火葬場整備事業において、火葬場整備を進めるための計画策定および支援を目的とする。

第2節 業務の名称

火葬場整備基本計画策定等委託業務

第3節 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

第2章 業務委託内容

第1節 火葬場整備に関する基本条件の整理

受託者は、火葬場整備に関する法令、規則等の整理を行うものとする。

第2節 基本計画書（案）の策定

受託者は、火葬場整備に関する基本計画書（案）を作成するものとする。

第3節 事業計画の検討

受託者は、火葬場整備に関する事業計画の検討および整理を行うものとする。

第4節 住民説明に関する資料作成および住民説明会に関する支援

受託者は、住民説明に関する資料作成を行い、住民説明会にて説明支援を行うものとする。

第5節 関係機関との協議への協力

受託者は、受託者及び本市が関係する関係諸機関等との協議が必要なとき、または協議を求められたときは、誠意をもってこれにあたるものとする。

第6節 火葬場建設に関するアドバイスおよび関連資料作成

受託者は、その他火葬場整備に関して、必要な資料作成およびアドバイス等を行うものとする。

第3章 一般事項

第1節 仕様書の適用

本仕様書は、本市が実施する「火葬場整備基本計画策定等委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 本業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲は「一般仕様書」及び「特記仕様書」によるものとする。
仕様書に記載がないもので、本業務に必要な事項が生じた場合は本市と受託者が協議の上、受託者において履行するものとする。

第3節 関係法令の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関係する法令、規則、通知並びに本市の定める条例及び規則等を順守するものとする。

第4節 受注者の責務と秘密の保持

受託者は、本市の意図及び目的を十分に理解し、円滑な業務の遂行に資するものとする。また、コンサルタントとして、中立性を厳守しなければならない。
受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。

第5節 技術者の配置

受託者は、火葬場に関する十分な知識を有する技術者を配置し、秩序正しく本業務を遂行するものとする。

また受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者および業務の全般について照査を行う照査技術者を定め、業務全般の管理を行うものとする。

管理技術者及び照査技術者（以下「各技術者」という。）の届出通知は、契約締結時に書面にて通知するものとする。

各技術者は技術士 - 建設部門（都市および地方計画）または1級建築士の資格を有し、火葬場施設に関する調査業務・基本構想・基本計画の実務経験を要することとする。

第6節 関係書類の提出

受託者は、本業務に着手するとき及び完了したときは、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手時
 - ① 業務工程表
 - ② その他必要な書類（技術者届等）
- (2) 業務完了時
 - ① 完了届
 - ② 成果品
 - ③ その他必要な書類

第7節 資料収集

本業務の遂行にあたり必要な資料の収集は、原則として受託者が行うものとする。

ただし、受託者が業務の遂行に必要なもので、かつ本市が保有する資料の貸出を

希望する場合、本市はこれを貸し出すものとする。この場合、受託者は借受資料一覧表を作成し、業務完了時まで遅滞なく返却するものとする。

第8節 打合せ会議への出席

受託者は、本市から打合せ会議等への出席を求められた場合、その打合せ会議へ出席し説明等を行うこととする。

第9節 業務内容の変更

受託者は、本業務の遂行にあたり、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務を行う必要が生じた場合は、その段階において直ちに本市と協議するものとする。

その際に必要となる資料は、受託者が作成するものとする。

第10節 工程の変更

受託者は、本業務の遂行にあたりその工程に変更が生じた場合は、直ちに変更工程表を提出し、本市と協議し承認を受けるものとする。

第11節 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本市に提出するものとする。

第12節 検査及び引渡し

受託者は、業務完了時に本市の検査を受けなければならない。その結果、訂正指示されたものについては、訂正しなければならない。

成果品の検査に合格後、成果品一式を納品し業務の完了とする。

ただし、業務を円滑に遂行する上で、本市が業務の実施及び完了時期を変更する場合がある。その際には、本市と打合せ及び協議の上必要とする時期までに、成果品の一部または全部を遅滞なく作成し、納品するものとする。

第13節 成果品

受託者は、業務完了に際し成果品を次のとおり提出するものとする。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ① 火葬場整備基本計画策定等委託業務報告書 | : 5部 |
| ② 火葬場整備基本計画策定等委託業務報告書概要版 | : 10部 |
| ③ イメージパース | : 1点 (A3版カラー) |
| ④ 打合せ記録簿 | : 1式 |
| ⑤ その他必要資料 | : 部数は本市の指示による |
| ⑥ 上記電子データ | : 1式 (CD-R等) |

第14節 成果品の体裁

成果品はそれぞれカラー製本及び電子データを提出すること。カラー製本についてはA4とし、電子データについては本市が編集可能なデータ (Microsoft Excel または Microsoft Word 等) で提出するとともに、印刷用データを PDF で作成し提出すること。なお、図面については、本市と協議して決定する。

第15節 成果品の著作権

成果品の著作権 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第21条から第28条までに規定する権利をいう。) は、無償で本市に帰属させることとする。また、本市の承諾を得た場合を除き、受託者は成果品をいかなるものにも利用してはならない。

第16節 疑義

受託者は、本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し、その解消を図るものとする。

担当部署

〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

愛知県知立市総務部市民課旅券庶務係

電話 0566-95-0124 (直通)

第2編 特記仕様書

第1章 火葬場整備に伴う基本計画策定業務

本市の火葬場における必要な火葬炉数の算出や施設規模の試算及び既存火葬場の施設状況、また、建築物の基本的な計画図面の作成、工事費用及び維持管理費用の試算等についての基本計画を策定するものである。

第1節 現状の把握について

本市における地域概要、既設火葬場の施設・設備構成及び施設稼働状況等の現状を把握し、整備計画にあたっての基礎資料を作成すること。

- ① 人口動態
- ② 立地及び道路交通の状況
- ③ 敷地及び周辺地の状況
- ④ 施設の面積、構造及び設備構成等の状況
- ⑤ 付帯施設の状況
- ⑥ 施設の利用状況
- ⑦ 現有施設の火葬執行時間の傾向
- ⑧ 環境の現状把握

第2節 基本計画の策定について

現況調査の結果をもとに、本市火葬場で必要とする火葬炉数の算定や施設設備の内容や規模の試算、工事費用や施設稼働に伴う維持管理費用の試算等についての基本計画（案）の作成を行うこと。

なお、人口の予測や死亡者数の予測の試算については、本市の統計データをもとに試算を行うこと。

- ① 人口の予測
- ② 死亡者数の予測
- ③ 計画施設の必要炉数の算定
- ④ 施設構成の検討及び必要諸室・諸室数の検討
- ⑤ 候補地の造成を含めた概算工事費の算出
- ⑥ 維持管理費の算出
- ⑦ 環境汚染防止対策の方法
- ⑧ 関連法による規制状況の整理
- ⑨ 地元の理解と協力

第3節 基本設計の策定について

更新を計画する火葬場施設のイメージ作りの為に、基本的な図面等の作成を行うこと。

なお、都市計画における位置決定のために必要な図面としても利用可能な図面を

作成すること。

- ① 配置計画及び外構計画
- ② 平面、立面、断面及び動線計画

配置および平面計画については、稼働しながらの建て替え計画とし、実現可能な複数案の検討を行うこと。

第4節 今後のスケジュール及び課題

基本計画策定から供用開始までの全体工程を俯瞰し、各段階におけるマイルストーンを明確に示したスケジュールを提示すること。また、周辺住民との合意形成、環境影響評価、法令上の制限、事業手法（公設公営、PFI 等）の検討など、本事業における主要な課題を整理し、具体的な手法や配慮事項について記載すること。

－ 以 上 －